

## 住居確保給付金の見直しについて

生活困窮者自立支援法に基づき実施する住居確保給付金については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下においても安定的な住まいを確保するため、これまで支給対象範囲を拡大したほか、特例再支給（3か月間の再支給を可能）などの措置を実施してきた。

今般、コロナ禍における特例的な対応の一部恒久化、自立支援機能の強化等について生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令案等が示されたため、次のとおり見直しを行う。

### 1 住居確保給付金の概要（改正後）

#### (1) 目的

離職、廃業または休業等により経済的に困窮し、住宅を失うおそれのある方等に、一定条件のもと、賃貸する住宅の家賃を支援しながら、再就職に向けた支援を行う。

#### (2) 対象者

##### ア 離職・廃業または休業等についての要件

- ・離職・廃業から2年以内、または雇用主等から勤務日数等の減少を余儀なくされたなど、やむを得ない休業等によって収入が減少して離職等と同程度の状況にある
- ・経済的に困窮して住居を喪失するおそれ（住居喪失を含む）がある
- ・離職等の日に主たる生計維持者であったこと

##### イ その他の要件

- ・申請月に世帯全員の収入の合計及び世帯全員の預貯金・現金の合計が、基準額以下であること（児童手当等、特定の目的のため支給されている手当等は収入算定から除外する）（参考：表1参照）
- ・受給中は、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等を行うこと（求職活動等要件の詳細は、「2 主な見直し内容」(※1)を参照）
- ・申請の際に住居確保給付金申請時確認書の内容に誓約・同意をする方
- ・職業訓練受講給付金との併給可

#### (3) 支給期間

原則3か月間。

ただし一定の条件を満たした場合は、3か月ごとに延長ができる（最長9か月間）

#### (4) 再支給について

##### ア 申請要件

従前の受給終了後に、常用就職または給与以外の業務上の収入を得る機会が増加している場合であり、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過し、収入要件等を満たす場合に、次のいずれかの要件に該当する方は再支給することができる

(最長9か月)

- ・常用就職後の解雇等（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く）（会社都合離職）
- ・就業している個人の給与等の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合（離職・廃業と同程度の収入減少）
- ・廃業（本人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く）

## 2 主な見直し内容

改正後	現行
<p>▶ <u>求職活動要件等の緩和終了</u></p> <p>①_自立相談支援機関への相談※ <u>月4回以上</u></p> <p>②_公共職業安定所等での職業相談 <u>月2回以上</u></p> <p>③_企業等への応募 <u>週1回以上</u> 等</p> <p>▶ <u>求職活動要件等の追加</u></p> <p>事業再生を目指す休業等の個人事業主は、</p> <p>②を④_経営相談先への経営相談 <u>月1回</u></p> <p>③を⑤_給与以外の業務上の収入を増収させる取組 <u>月1回以上</u> の活動要件となる</p> <p>※①の相談は月1回は対面による面談を実施</p>	<p>(※1) 求職活動要件等はコロナ禍や今般の物価高等の趣旨を踏まえ活動件数を緩和</p> <p>▶ <u>求職活動要件等の緩和</u></p> <p>①_自立相談支援機関への相談※ <u>月1回以上</u></p> <p>②_公共職業安定所等での職業相談 <u>月1回</u></p> <p>③_企業等への応募 <u>月1回</u> 等</p> <p>※①の相談は電話、メール、活動状況報告書の提出をもってかえることができる</p> <p>※休業等の者は、②③は任意</p>
<p>本則再支給（最長9か月）</p> <p>▶ <u>対象者の追加</u></p> <p>本人の責めに帰すべき理由等がない場合であり</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・常用就職後の解雇等</li><li>・<u>離職・廃業と同程度の収入減少</u></li><li>・<u>廃業</u></li></ul> <p>▶ <u>前提条件の追加</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>従前の支給期間終了後、常用就職等により収入の増加があったこと（収入基準額以上の収入）</u></li><li>・<u>従前の支給終了した月の翌月から一年が経過していること</u></li></ul>	<p>本則再支給（最長9か月）</p> <p>従前に支給を受けたことがある方は、常用就職後に解雇等され、収入要件等を満たす場合に再支給することができる</p>
<p><u>特例再支給（3か月）は、令和5年3月31日をもって終了</u></p>	<p>特例再支給（特例措置）</p> <p>従前の支給終了後、解雇以外の離職、廃業または休業等に伴う収入減少でも3か月の特例再支給ができる</p>

職業訓練受講給付金との併給可 (特例措置の恒久化)	職業訓練受講給付金との併給不可 (ただし、特例措置で併給可)
児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために 支給されている手当等を収入算定から除外	児童扶養手当、児童手当等、定期的に支給さ れている手当等は収入算定

### 3 施行予定日

令和5年4月1日

#### 参考

#### ○ 収入、資産（預貯金・現金）の基準額及び支給上限額（表1） （単位：円）

世帯構成	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
①_基準額(月額)	84,000	130,000	172,000	214,000
②_収入基準額(月額)	137,700	194,000	241,800	283,800
③_資産基準額	504,000	780,000	1,000,000	
④_支給上限額	53,700	64,000	69,800	

※6名世帯は75,000円

#### ○ 住居確保給付金実施状況（表2） （単位：件、円）

年度	決定件数					支給額
	新規	延長	再延長	再々延長	再支給	
令和2年度	2,149	1,022	612	253	139	592,563,830
令和3年度	748	422	305	188	965	438,368,140
令和4年度※	273	162	135	—	286	150,510,840

※令和4年度は1月末まで